

(別紙)

漁業法第 31 条に基づく「くろまぐろ」の漁獲量の公表について

漁業法第 31 条に基づき、本県の漁獲量を公表します。

令和 8 年 2 月 12 日

長崎県知事 大石 賢吾

1. 特定水産資源の種類

くろまぐろ (30kg 未満の小型魚) (以下、「小型魚」という。)

2. 管理期間

令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月まで

3. 対 象

長崎県知事管理漁獲可能量

4. 長崎県知事管理漁獲可能量における小型魚割当量に対する漁獲量の率

(2 月 11 日までの暫定値)

77.2%

長崎県知事管理漁獲可能量における小型魚漁獲量 :	705.165 トン
長崎県知事管理漁獲可能量における小型魚割当量 (留保除く) :	913.228 トン

5. 対馬海区の小型魚割当量に対する漁獲量の状態

7 割を超過 (令和 8 年 2 月 11 日集計時点)